

「桐生市緊急銃猟対応マニュアル」を策定しました。

令和7年12月26日

令和7年9月に改正施行された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正に関する法律（鳥獣保護管理法）」に基づき、市民の生命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であるなどの条件を満たした場合、銃猟によるクマなどの捕獲「緊急銃猟」が可能となったため、このたび「桐生市緊急銃猟対応マニュアル」を策定しました。

【緊急銃猟制度の概要】

緊急銃猟は以下の4つの条件を全て満たすことで、はじめて実施することができる制度です。

- (1) クマなどの人の日常生活圏への侵入（侵入するおそれが大きいことを含む）
- (2) クマなどによる人への危害を防止する措置が緊急に必要
- (3) 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難
- (4) 銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない

桐生市では「桐生市緊急銃猟対応マニュアル」に基づき、関係機関と連携して、緊急銃猟を安全かつ適切に実施してまいります。

なお、緊急銃猟を実施する際には、出没場所付近において避難誘導及び屋内退避への呼びかけや交通規制を行う場合があります。

市民の皆様が安心安全に生活できることを最優先に対応してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。